

消費者団体訴訟制度の検討状況について

平成 16 年 4 月 16 日

1. 消費者団体訴訟制度検討の背景

(1) 消費者被害の現状

消費者被害の急増及び被害内容の悪質化 …………… 2

消費者個人による被害防止・救済の困難性 …………… 2

(2) これまでの団体訴権をめぐる議論の経緯 …………… 12

2. 消費者団体訴訟制度とは

(1) 消費者団体訴訟制度の意義 …………… 16

(2) 諸外国における導入状況 …………… 16

1. 消費者団体訴訟制度検討の背景

(1) 消費者被害の現状

消費者被害の急増及び被害内容の悪質化

消費者被害は近年急増する傾向にあり、特に消費者契約に関わる苦情・相談件数は全体の8割を超えている（参考1）。

さらに、近年では悪質事業者による手口が悪質化・巧妙化しており、解決及び防止がより困難になってきている。被害も高齢者等社会的弱者にまで及ぶなど、消費者被害が社会問題化している（参考2,3,4）。

消費者契約における消費者被害は、一つの事業者が悪質な契約行為を反復継続することにより多数の被害（同時多数被害）を発生させ、結果的に広範で甚大な被害へ拡大する傾向がある（参考5）。

消費者個人による被害防止・救済の困難性

消費者個人が訴えを提起することは、以下の理由から困難なことが多く、結果的に被害者が「泣き寝入り」することになりやすく、被害救済が十分に図られない。

被害額が訴訟費用等に比して少額であること（参考6）

訴訟に関する専門的知識や十分な財政基盤がなく、時間的負担も大きいこと

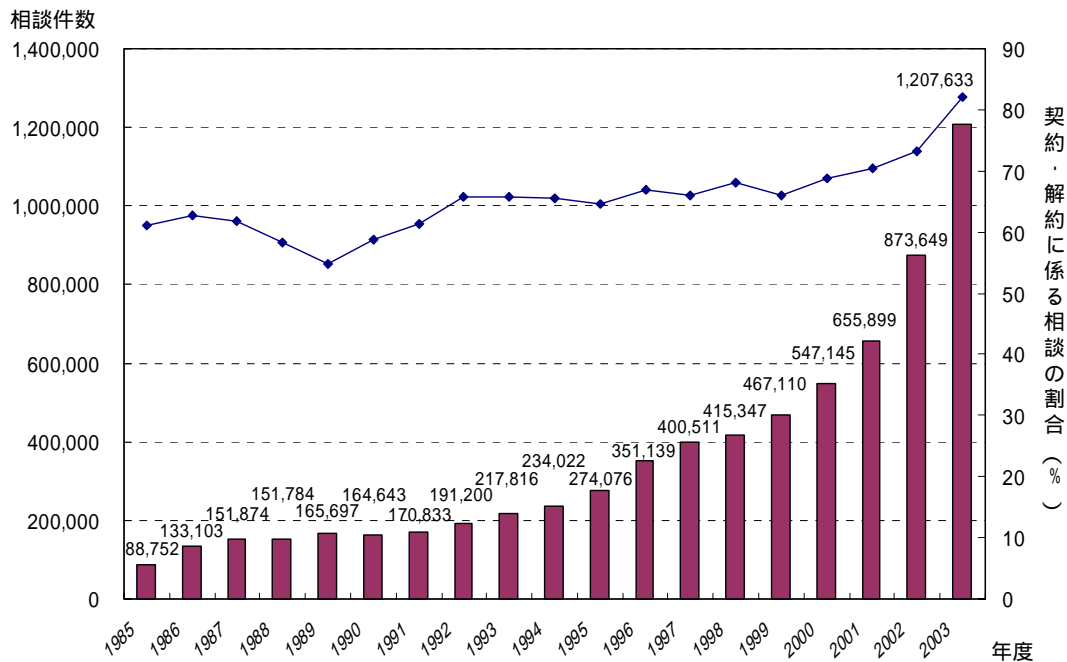
訴訟において一般消費者個人が立証を行うことが困難であること

特に、悪質事業者による被害の場合は、消費者個人がその巧妙かつ悪質な手口を立証することは困難。

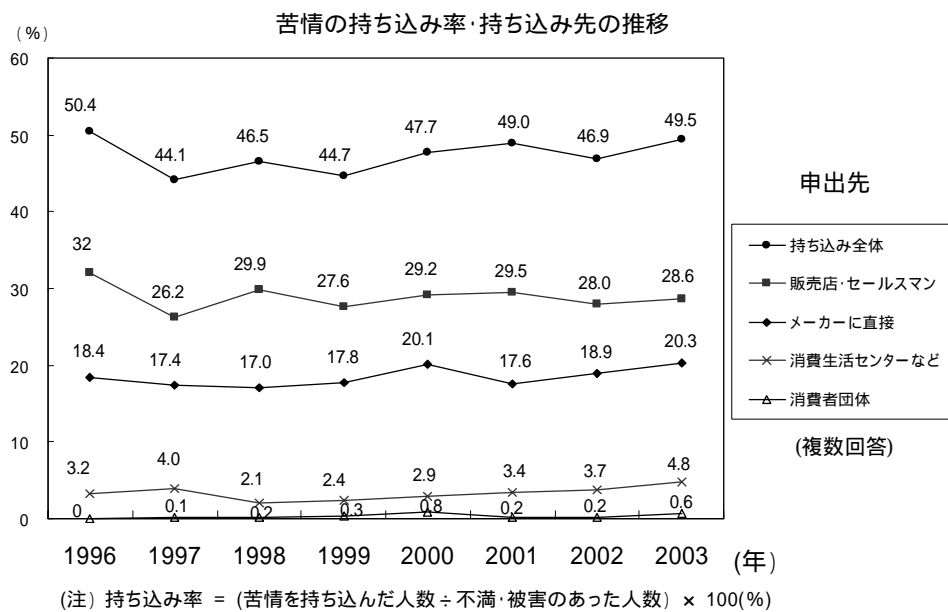
また、現行の制度のもとでは、事業者の違法・不当な行為の反復を事前に差し止めることは困難であるほか、裁判で個別の被害救済が認められてもその効果が他の消費者には及ばないことから、同様の被害が拡大するのを十分に防止できない。

消費者契約にかかる消費者被害は同時多数に及ぶ傾向があるが、上記のような事情から、消費者契約法の活用による被害の防止・救済の実効性が減じられている現状にある。（参考7,8）

(参考1)消費生活に関する苦情・相談件数及び契約・解約に係る苦情・相談の割合の推移



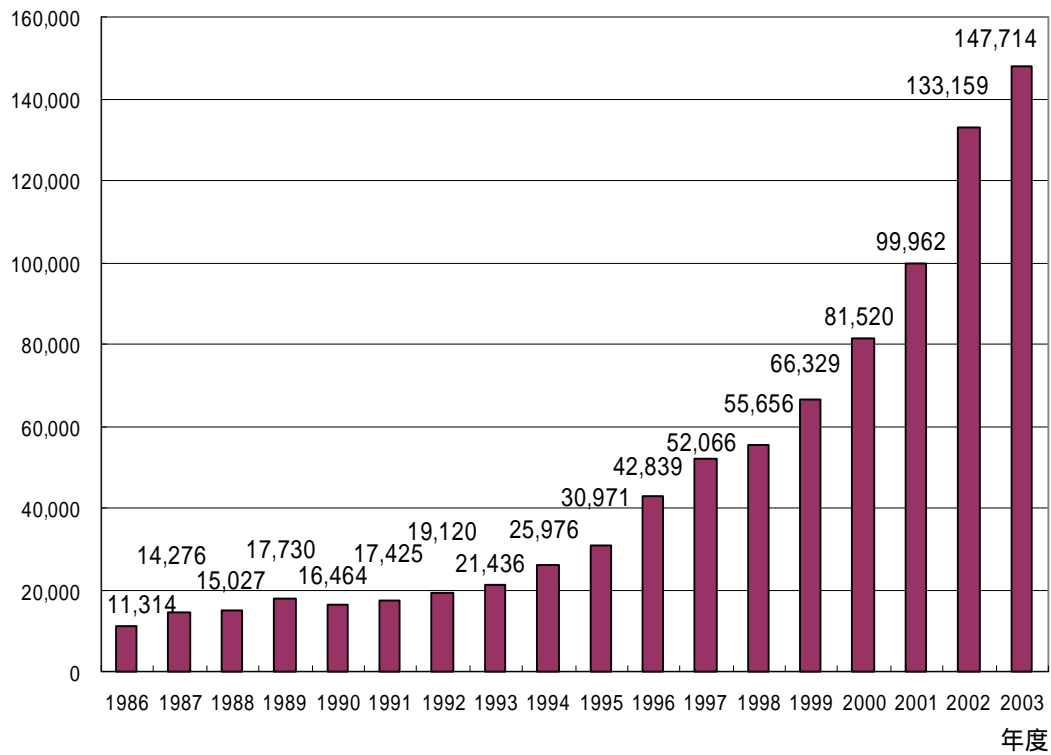
- (備考) 1. 上記苦情・相談件数は、国民生活センター、全国の消費生活センターに寄せられた苦情・相談件数のうち、2004年4月現在で全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に登録された件数。
2. 商品・サービスについて「不満・被害があった」と答えた者のうち、実際に苦情をどこかに申し出た者の割合は49.5%。



国民生活センター「第34回国民生活動向調査結果報告書(平成16年3月)」

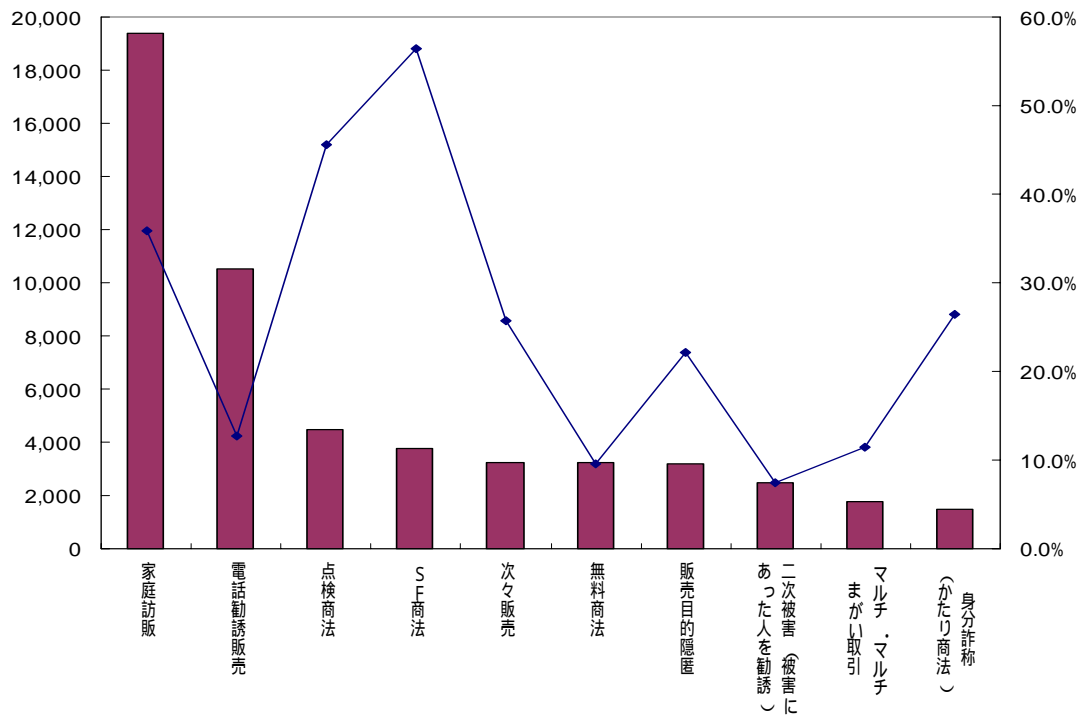
(参考2) 高齢者(60歳以上)の消費者トラブルの件数

苦情・相談件数



(備考) 2004年3月現在で全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に登録された件数

(参考3) 高齢者(60歳以上)の苦情相談件数上位10位の販売方法・手口別件数と全苦情相談件数に占める高齢者の相談件数の割合



(備考) 2004年3月現在で全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に登録された件数のうち、60歳以上の相談者における販売方法・手口別上位10位。

(参考 4)高齢者の被害事例

家庭訪販

(その特徴)

業者が消費者宅を訪問し、商品・サービスを販売するもの。強引な勧誘、夜間や長時間に及ぶ勧誘など、問題が多い。電話で在宅を確認した上で訪問するものもある。

(主な商品・役務等)

ふとん類(9.6%)、 浄水器(9.0%)、 新聞(7.9%)

(事例：70代女性)

一人暮らしをしており、訪問業者に勧められるままイオン整水器や布団等を次々購入。家族が気付いた時にはクレジットの支払いが月々10万程度に。本人は知的に劣っており、高額な契約をしたという認識を持っておらず、また、ひとつひとつの契約をほとんど理解していないが、年金生活をしており、生活に支障が生じている。

(事例：80代女性)

販売員が訪問して家に上がりこみ、健康食品を買うように勧めた。本人は断ったが、なおも勧めるので「帰ってください」と再三言った。しかし、結局2時間以上居座られて怖くなり、早く帰って欲しいばかりに、内金1万円を支払って約23万円分の健康食品をクレジットで契約してしまった。

点検商法

(その特徴)

「点検に来た」と言って来訪し、修理不能・危険な状態・期限が切れているなど事実と異なることを言って新品や別の商品・サービスを売りつける商法。

(主な商品・役務等)

床下換気扇(12.6%)、 ふとん類(11.4%)、 建物清掃サービス(7.3%)

(事例：60代女性)

2年前に浄水器を購入した業者から、「無料で浄水器の点検をする」と電話があり、業者が自宅に訪問してきた。その際、「給水管も清掃したほうが良い。1箇所は無料でやる」と勧められて承諾したところ、家中の給水管12箇所の掃除をしてしまった。その後、契約内容についての説明はなく、書面を読む暇もないままに署名・捺印してしまったが、渡された書面には総額185,000円と書かれており、驚いた。

(事例：60代男性)

「無料で屋根の耐震診断をする」と業者が来訪。断わったが、屋根の様子をビデオで撮り、「危ない。今なら安くできる」等と屋根のリフォーム工事を勧められ、断わりきれずに契約してしまった。翌日解約の意思を伝えしたが、結局説得されて解約できなかった。さらに施行内容が杜撰だったため工事中に天井に染みが出来た。クレームを言ってもきちんと対応しない。

SF 商法

(その特徴)

閉め切った会場に人を集め、日用品などをただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、最終的に目的の高額な商品売りつける商法。

(主な商品・役務等)

ふとん類(48.7%)、 家庭用電気治療器具(21.5%)、 磁気マットレス・磁気用品(10.5%)

(事例：50代女性)

商店街で券を渡され、粗品をあげると言われて、空店舗の会場へ案内された。洗剤や日用品が配られた後に、販売員がふとんを取り出してきたので、「ふとんはいらない。買う時は家族に相談しないといけない」と販売員に言ったが、「あなたが帰ると言えば、他の客も帰る。責任をとってくれ。人をバカにするのか」などと言われ、怖くなって契約した。

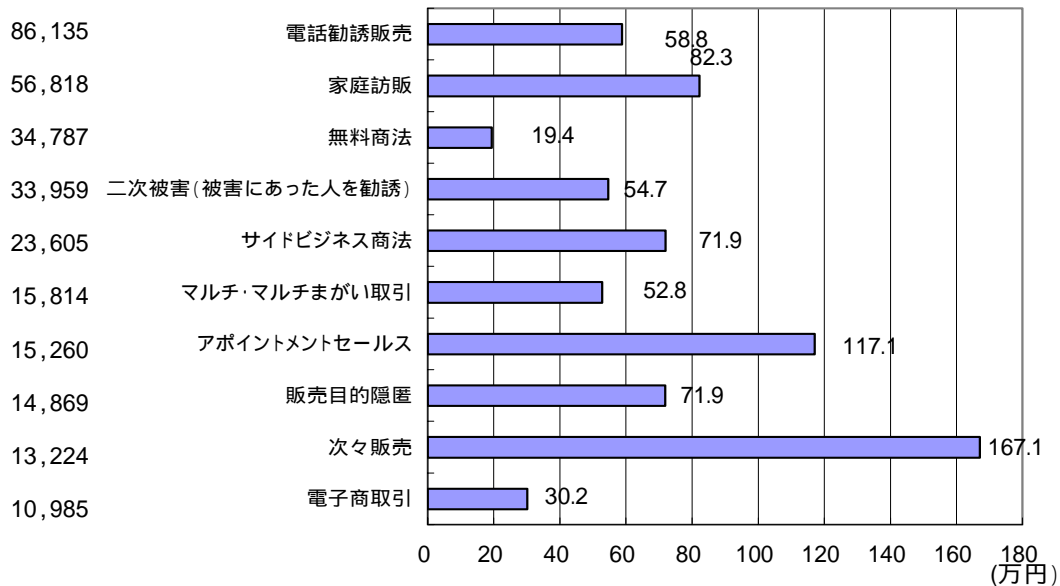
(参考5)大規模な消費者被害の主な事例

| 企業 団体名 | 被害発 生時期 | 摘発 時期 | 被害 者数 | 推 定 被害額 | 主 な 手 口 |
|----------------------|------------|----------|-------------------|-------------|--|
| 投資 ジャーナル | 78年 頃～ | 85年 | 8 千人 | 584 億円 | 「絶対に値上がりする株を安く分ける」などと一般投資家に持ちかけ、資金を詐取。 |
| 豊田商事 | 81年 頃～ | 87年 | 29 千人 | 2,025 億円 | 顧客に売った金地金を会社で預かって運用すると称し、預かり証券と引き換えに現金をだまし取る詐欺商法。 |
| オレンジ 共済組合 | 92年 頃～ | 97年 | 2 千人 | 85 億円 | 「オレンジ共済組合」が、最高で年利約7%と宣伝した定期預金で資金を集め、その半分以上が焦げ付き。 |
| 経済革命 倶楽部 (KKC) | 94年 頃～ | 97年 | 12 千人 | 350 億円 | 「未常識経済理論」を提唱して、年利にして400%にもなる独自の利殖商法を展開。 |
| ココ山岡 | 96年 頃～ | 98年 | 9 千人 (原告) | 420 億円 | キャッチセールス等の強引な販売手法と“5年後買戻特約”によりダイヤモンド取引の勧誘を行ったが、破産。 |
| ダンシン グ | 98年 頃～ | 99年 | 13 千人 | 90 億円 | 「モニター商法」と「マルチ商法」が結合した商法。布団の購入代金以上のモニター料を払うと持ちかけ、金を詐取。 |
| 法の華 三法行 | 96年 頃～ | 00年 | 1.2 千人 (原告) | 950 億円 | 「足裏診断」などを通じ不安を煽り、寄付などの名目で信者の財産を詐取。 |
| 大和 都市管財 | 85年 頃～ | 01年 | 17 千人 | 1,100 億円 | 元金を返済する意思も見通しもない金融商品を販売し顧客から出資金等をだまし取るという詐欺。 |
| ジ・オー グループ | 96年 頃～ | 02年 | 12 千人 (会員) | 302 億円 | 通信販売や海外における銀行経営等の架空の話を持ちかけ、実態として事業がないにもかかわらず資金を詐取。 |
| 八葉 グループ | 99年 頃～ | 02年 | 50 千人 | 1,549 億円 | 「1年間で投資額が倍になる」などと勧誘、実態がない栄養補助食品の販売事業への投資を呼びかけ、会員から出資金をだまし取る商法。 |

(備考)1. 新聞情報等より作成。

2. 「被害発生時期」は、新聞情報等により問題のある商法が行われていたと確認できた時期。それ以前にも行われていたかどうかは不明。

(参考6) 販売方法・手口別の相談件数上位10項目の平均契約金額
(相談件数)



(備考)1. 2004年3月現在で全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に登録された件数のうち販売方法・手口別で上位10位の項目について平均契約金額を算出。

2. 「二次被害」:問題のある契約で被害を受けた消費者に対し、その損失を埋め合わせるための契約など、最初の被害に関連付けて再び勧誘し、二次的な被害を与えるもの。

(参考7) 消費者契約法に関連する相談件数

| 相談受付期間 | 01年4月～'02年3月 | 02年4月～'03年3月 | 対前年比 |
|----------------|--------------|--------------|------|
| 消費者契約法に関連する相談計 | 1,399件 | 2,006件 | 143% |
| 第4条関連の項目 | 1,167件 | 1,704件 | 146% |
| ・ 不実告知 | 613件 | 979件 | 160% |
| ・ 断定的判断の提供 | 134件 | 209件 | 156% |
| ・ 不利益事実の不告知 | 38件 | 49件 | 129% |
| ・ 不退去 | 191件 | 217件 | 114% |
| ・ 退去妨害 | 305件 | 381件 | 125% |
| 第8条～第10条関連の項目 | 197件 | 295件 | 150% |
| その他 | 69件 | 29件 | 42% |

(備考)

- 各項目はマルチカウント(2001年4月1日から2003年3月末日までに受け付けた相談のうち2003年6月末日までにPIO-NETにより把握できたもの)。
- 消費者契約法が施行された2001年4月1日以降に消費者が業者と契約をしているもので、かつ相談を受けた消費生活センターがその相談処理を行なう際に消費者契約法を利用した相談。
- 消費者契約法の要件に該当すると考えられる事例であっても、「特定商取引に関する法律」等に規定されるクーリング・オフ制度で解決されたものなどは含まれない。

(参考8)消費者契約法に関連する相談事例

不実告知関連の相談事例

(事例：40代女性)

電話があつて訪れたセールスマンに補習用学習教材セットを勧められた。息子が通う中学校で使っている「教科書に準拠する教材」「教材メーカーと直結しているのは当社だけ」「注文してから製作するが、今申し込まないと間に合わない」などと説明した。結局、5教科3年分を約175万円で信販会社とクレジット契約したが、メーカーと直結や教科書準拠の説明が嘘とわかった。

断定的判断の提供関連の相談事例

(事例：30代男性)

2カ月にわたり「本当は言えないが、確実にもうかる」などと複数の営業員から執拗な勧誘を受けて、確実にもうかるならと根負けし、「両建」でガソリンの先物取引をした。「売り」の指示や「手仕舞」の指示に従わず、新たな取引を勧めるなどして損がかさんだ。取引中、会社や自宅の電話や携帯電話に、1日に7～8回「私の言うことが信じられないか」などと怒鳴る電話が入ったりするので、取引をやめたい。

不利益事実の不告知関連の相談事例

(事例：50代男性)

夫が生命保険を転換した。転換前の保険は、60歳払込満了で以後終身年金が受け取れて医療特約も80歳まで付加できるものだった。転換後のものは毎年見直し出来る介護やガンに厚い保険だが、60歳以降は高額な保険料を払わなければ保障がない。老後の保障は前の保険の方がよかったのに、転換を勧められた際、60歳以降の比較説明がなかった。元の契約にもどしたい。

不退去関連の相談事例

(事例：30代女性)

3カ月前、セールスマンが来訪し、高額な羽毛入り敷ふとんパットを勧めた。「経済的余裕がない」と断ったが、しつこく粘られた。「帰って」と何度も言ったのに、2時間も居座られて恐くなり、精神的にもおかしくなりそうだったので仕方なく約14万円で信販会社のクレジットを利用して購入契約をした。

(事例：70代女性)

「水道水のことでも来たから見せて欲しい」と訪問してきたセールスマンが、今年1月につけたばかりの浄水器を見るなり、「これはだめだ。うちは役所の推薦できている」と言った。「要らない」と断っているのに、強引に自社製の浄水器と取り替え、約44万円でクレジット契約した。一人暮らしでどうしてよいか分からず、取り付けられた浄水器を使用し続けているが、やめたい。

退去妨害関連の相談事例

(事例：20代女性)

前の月にネックレスの契約をした業者から、パーティーがあると呼び出され、ピアスを勧められた。「買うつもりはない」と言ったのに、「何故か」と問い詰められた。「帰りたい」と言ったが帰してもらえず、涙がこぼれてきたのでトイレへ行った。女性が様子をうかがいにきたので、トイレを出た。結局、長時間にわたる勧誘に疲れ、約90万円の信販会社のクレジットで購入する契約書にサインしてしまった。

不当条項関連の相談事例

(事例：20代男性)

中古車販売店へ出向き、約200万円の中古車の自動車注文書にサインした。翌日、解約を申し出たら、約款を根拠に車両代金の15%の30万円という高額な違約金を請求された。契約前に販売員から「早い時期でのキャンセル料は不要だが、車の点検や整備の作業を行った後はかかった費用を請求する」と説明されていた。オートローン契約書や自動車保管場所証明書等をまだ提出していない翌日の段階で、キャンセル料を請求されるのは不合理だ。

(事例：20代女性)

パソコン教室の契約をした。約60万円を信販会社のクレジットを利用して契約した。体験講座を受けたら事前説明と違っていたため、解約を申し出たが、「契約後一切変更、解約しない」旨の規約を根拠に拒否された。週2日の通学との説明だったが、4日に変更された、個別授業と言ってもマンツーマンでない、キー操作の初歩から始まるなど、最初の説明と大きく異なり、体験授業を受けたらコース変更も解約も認めない。

(事例：40代男性)

自分(父親)名義の携帯電話を高校3年生の息子に利用させていた。その電話で息子が出会い系サイトを利用したらしい。息子が請求された情報料1100円を支払わなかったところ、違約金を含め4万1100円を支払うように電話があったと言う。息子は興味本位で利用し、すぐに切ったらしい。利用時、「19歳未満利用禁止。情報料の支払いは4日以内に。支払いがなければ4万円の違約金を請求する」との案内が携帯電話の画面に流れたという。電話で請求があったと言うが、全額支払わなければならないか。

(2)これまでの団体訴権をめぐる議論の経緯

(1) 消費者契約法附帯決議（平成 12 年 4 月）

消費者契約法制定時に衆議院商工委員会及び参議院経済・産業委員会において、司法制度改革の動向及び本法の施行状況を踏まえ、差止請求に係る団体訴権について検討を行うべき旨決議された。（参考 9、10）

(2) 司法制度改革における議論

司法制度改革審議会意見書(平成 13 年 6 月 12 日)において、団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等について、法分野毎に個別の実体法で検討を行うこととされた。また、司法制度改革推進計画(平成 14 年 3 月 19 日閣議決定)において、司法制度改革推進本部の設置期限(平成 16 年 11 月 30 日)までに、上記内容の検討を行なうことが決定された。（参考 11、12）

(3) 国民生活審議会における議論

第 18 次国民生活審議会消費者政策部会報告(平成 15 年 5 月)において、消費者団体訴訟制度を導入することが必要であり、特に、消費者被害が多発している現状にかんがみると、消費者被害の発生・拡散を防止するための差止制度を早急に導入することが必要である旨提言された。（参考 13）

(4) 第 35 回消費者保護会議決定（平成 15 年 7 月 22 日）

消費者保護会議(内閣総理大臣を会長とする閣僚会議)において、消費者団体訴訟制度について、特に、消費者被害が多発している現状にかんがみ、不当条項の使用等に対する差止制度の導入を検討する旨決定された。（参考 14）

(参考9) 衆議院 商工委員会 消費者契約法案に対する附帯決議
(平成12年4月14日)

政府は、本法が、消費者と事業者との間に情報の質・量及び交渉力の格差が存在することにかんがみ、消費者利益の擁護のための新たな民事ルールを定めようとするものであることの意義を十分に認識し、本法施行に当たり、消費者契約に係る紛争の防止とその公正かつ円滑な解決を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

3. 紛争の究極的な解決手段である裁判制度を消費者としての国民に利用しやすいものとするという観点から、司法制度改革に係る検討に積極的に参画するとともに、その検討を踏まえ、本法の施行状況もみながら差し止め請求、団体訴権の検討を行うこと。

(参考10) 参議院 経済・産業委員会 消費者契約法案に対する附帯決議
(平成12年4月27日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

5. 紛争の最終的な解決手段である裁判制度が消費者にとって利用しやすいものとなるよう、司法制度改革の動向及び本法の施行状況を踏まえ、差し止め請求に係る団体訴権について検討すること。

(参考 11) 司法制度改革審議会意見書（平成 13 年 6 月 12 日）

第 1 民事司法制度の改革

7. 裁判所へのアクセス拡充

(4) 被害救済の実効化

イ. 少額多数被害への対応

一般に、被害者が多数に及ぶが、各被害者の損害額は少額にとどまる事件においては、各被害者が個別に訴えを提起することは経済的に採算がとれないことが多い。これら少額多数被害について、訴えの提起を容易にする等のために、ドイツでは、不正競争防止法、約款法などで、被害者等の利益を保護することを目的とする団体にその違法行為の差止請求訴訟を提起する固有の資格を与える団体訴権が認められている。米国では、多数の被害者の損害賠償を一括して請求するクラス・アクション制度が設けられている。

我が国における団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等については、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮して検討されるべきである。

なお、クラス・アクションに関しては、新民事訴訟法において、選定当事者の制度を拡充し、クラス・アクションに類似する機能を果たしうるように改めたところであり、選定当事者制度の運用状況を見定めつつ、将来の課題として引き続き検討すべきである。

(参考 12) 司法制度改革推進計画（平成 14 年 3 月 19 日閣議決定）

第 1 民事司法制度の改革

7. 裁判所へのアクセス拡充

(4) 被害救済の実効化

イ. 少額多数被害への対応

いわゆる団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等については、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮した検討を行う。（内閣府、公正取引委員会、経済産業省）

(参考13) 第18次国民生活審議会消費者政策部会報告書

「21世紀型の消費者政策の在り方について」(平成15年5月28日)

第4章 消費者政策の実効性確保

第5節 消費者団体訴訟制度

3. 消費者団体訴訟制度

(1) 被害を受けた消費者個人が被害救済のために訴えを提起することが困難な状況にかんがみれば、消費者被害を効果的に防止・救済するため、消費者団体訴訟制度を導入することが必要である。消費者団体訴訟制度としては、消費者団体に、不当条項の使用や不当な勧誘行為等に対する差止請求権を認める制度や損害賠償請求権を認める制度が考えられるが、特に、消費者被害が多発している現状にかんがみると、消費者被害の発生・拡散を防止するための差止制度を早急に導入することが必要である。

(参考14) 第35回消費者保護会議決定(平成15年7月22日)

政府としては、同報告の趣旨を最大限尊重し、下記の事項を始めとして、戦略的かつ機動的に消費者政策を推進する。

3. 消費者団体訴訟制度の導入

事業者に比べ弱い立場にある消費者個人に代わり、一定の消費者団体に、訴訟を提起する権利を認める制度(消費者団体訴訟制度)について、特に、消費者被害が多発している現状にかんがみ、不当条項の使用等に対する差止制度の導入を検討する。

2. 消費者団体訴訟制度とは

(1) 消費者団体訴訟制度の意義

消費者団体訴訟制度とは、消費者団体が主体となり、消費者全体の利益のために訴訟を提起することを認める制度であり、具体的には、一定の要件を満たした消費者団体に、不当約款条項の使用や不当な勧誘行為の差止訴権、損害賠償訴権等（団体訴権）を認めるものである。

その意義は、

消費者個人ではなく消費者団体が訴訟当事者となること

被害を受けた個人の救済にとどまらず、消費者全体の利益の擁護を目的とした訴訟ができること

消費者被害の事後的救済のみならず、被害の発生を事前に防止するための訴訟ができること

にある（参考 15）。

(2) 諸外国における導入状況

このような消費者団体訴訟制度は、EU 諸国を始め多くの海外諸国において既に導入されており、その類型としては、

事業者による不当な約款条項の使用に対する差止請求

事業者による不当な勧誘行為に対する差止請求

事業者に対する損害賠償請求

等がある（参考 16）。

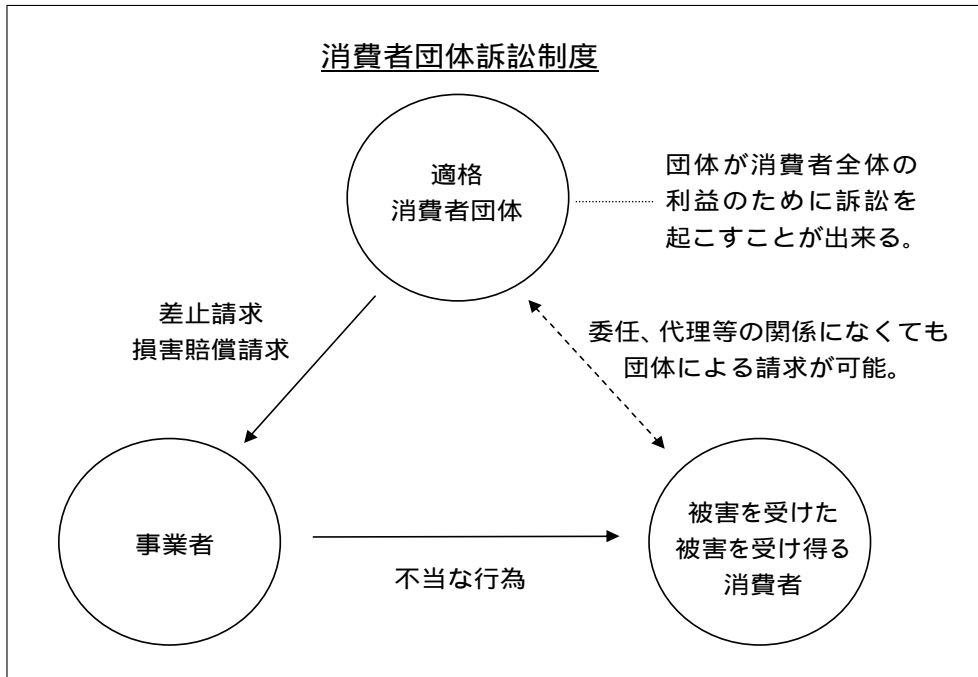
これらの消費者団体訴訟制度は、

消費者団体による差止等を求める訴訟提起

訴権を背景とした、事業者との交渉による紛争解決

などによって、消費者被害の発生・拡大の防止及び救済に一定の役割を果たしている（参考 17）。

(参考 15)消費者団体訴訟制度のイメージ図



(参考 16) 諸外国における消費者団体訴訟制度の概要

| 国 | 法令 | 権限 | 適格団体の要件 | | | 適格消費者 団体数 | 適格消費者 団体の例 |
|------|-------------------------------|--|-----------|-----------|--|---------------------------------|---------------------------------|
| | | | 登録 認可等 | 法人格 | 内容 | | |
| ドイツ | 差止訴訟法 (2001年11月公布) (注1) | <ul style="list-style-type: none"> 不当約款条項の使用の差止め、推奨の差止め、推奨の撤回、の各請求 消費者保護法規違反行為の差止請求 | 登録 | 要 | 連邦管理庁のリストに登録された団体、及びEUのリストに掲載された団体 (登録要件) ・啓発と相談による消費者利益の擁護を定款上の任務とする、法人格を有する団体。 ・構成員として、その任務の領域で活動している団体が75人以上の自然人を擁すること。 ・1年以上の存続期間と適切な任務遂行保証。 公的資金援助を受けている消費者団体は以上の要件を充足するものとする | 69 (注2) | 消費者センター総連盟 (VZBV) など |
| | 不正競争防止法 (1909年制定) (注3) | <ul style="list-style-type: none"> 不正競争行為の差止請求 (注4) | 登録 | 要 | 同上 | 同上 | 同上 |
| | 法律相談法 (2000年制定) | <ul style="list-style-type: none"> 消費者個人の損害賠償請求権の譲渡に基づく請求 | | 要 (注5) | 連邦州に設置され、公の資金により支援された消費者センター | 不明 | ベルリン消費者センターなど |
| フランス | 消費法典 (1993年制定) (注6) | <ul style="list-style-type: none"> 民事訴権 (差止・損害賠償請求) 不正行為差止訴権 (不当条項削除訴権を含む) 消費者による損害賠償訴訟への訴訟参加 共同代理訴権 (損害賠償の代理請求) | 認可 | 要 | 消費者保護担当大臣・法務大臣の共同によるアレテ(命令)により認可された団体(注7) (認可要件) ・社団として適法に届け出られていること。 ・定款の目的に消費者利益保護を掲げていること。 ・事業活動からの独立(消費者生協を除く)。 ・以下の要件を満たす消費者代表性を有すること。 1年以上の存続期間 消費者利益保護のための活動実績(情報収集・公表、窓口業務の実行など)を有すること。 a) 全国レベルの団体は、少なくとも1万人の個別会員を有すること。 b) 地方、県または州レベルの団体は、活動の属地的枠組みに鑑み十分な数の個別会員を有すること。 団体が連盟・連合構造の場合は、構成団体全ての会員数を考慮 | 全国レベル 18 地方レベル 824 | 消費者同盟(UFC)、消費・住居・生活環境連合(CLCV)など |

| | 法令 | 権限 | 適格団体の要件 | | | 適格消費者 団体数 | 適格消費者 団体の例 |
|------|--------------------------------------|--|-----------|------|---|----------------|---------------|
| | | | 登録 認可等 | 法人格 | 内容 | | |
| イギリス | 消費者契約における不公正条項規則 (1999年規則) | ・不公正条項の使用の差止請求 | 規則の付表に記載 | - | ・「消費者契約における不公正条項規則」により直接指定された団体(同規則の付表に団体名を列挙) ・消費者団体では消費者協会(CA)のみが指定されている。 | 1 | 消費者協会(CA) |
| | EnterpriseAct2002 (2002年制定) | ・消費者保護法規違反行為の差止請求(不公正条項規則違反も含む) ・競争法違反行為に対する2人以上の消費者の損害賠償請求権の委任に基づく請求 | 指定 | (注8) | ・国務大臣により指定された団体(指定の基準) ・消費者の集団的利益擁護を目的の一つとしていること ・独立性・衡平等 ・消費者保護法規違反に対する消費者利益の増進・保護についての経験・能力・専門性を有すること ・消費者関連事業について、消費者の集団的利益の保護能力を有すること ・OFT、その他の執行者、関係機関等と協力関係があること。 EUのリストに掲載された団体 | 0 (3団体が申請中) | - |
| オランダ | 新民法典 (1992年1月1日施行) | ・不当約款条項の差止を含む消費者利益保護のための広範な差止め請求 | 不要 | 要 | ・職業・事業用でない物品・役務の最終消費者の利益の擁護を目的とする完全能力法人 | - (注9) | 消費者同盟 |
| イタリア | 消費者及び利用者の権利規則 (法律1998年7月30日第281号) | ・消費者利益侵害行為の差止請求、適切な措置をとることの各請求 | 登録 | 不明 | 生産活動省が管理するリストに登録された団体(注10) (登録要件) ・定款に(営利目的でない)消費者保護を唯一の目的と定めている。 ・3年以上の存続期間。 ・民主的基盤に基づく制度を有する。 ・全国人口の0.05%以上の登録者数、少なくとも5つの州または自治県に存在し、各州または自治県住民数の0.02%以上の登録者を有する。 ・少数言語民族の居住地のみで活動している場合、その州・自治県住民の0.5%以上の登録者を有する。等 | 13 | 消費者利用者協会など |

(注1) 既に同様の制度を定めていた約款規制法(1977年4月1日施行、2000年6月改正)の手法規定を継承。同法の実体法規定は民法へ統合。

(注2) 実際に訴訟を行っているのは登録団体のうちの一部の団体。(ドイツ連邦司法省からの聴取による。)

(注3) 1909年当時は営業利益促進団体に不正競争行為の差止請求権が与えられたが、1965年の改正で消費者団体にも同訴権が認められた。

(注4) 現在、損害賠償請求権の導入について、法改正審議中。

(注5) 法令上は必要とされていないが、連邦州に設置されている消費者センターは例外なく公益社団(私法上の非営利社団)となっている。

(注6) 従前の各種消費者保護法令がまとめられたもの。団体訴訟制度については既に1988年1月5日の「認可された消費者団体の訴権及び消費者情報に関する法律」により定められており、これが消費法典に承継された。

(注7) 地方レベルの団体の認可については、当該団体の主たる事務所の所在地の県知事のアレテにより認証される。

(注8) 法令上は必要とされていないが、当事者能力に問題があるとみなされ、認定を受けるのは難しい。(イギリス貿易産業省からの聴取による。)

(注9) 完全な権利能力を有する財団または協会(実質的に、公証による登録により設立された社団法人または財団法人)であれば、適格・認可などは不要である。なお消費者同盟はEUの適格団体リストに登録されている。

(注10) 省庁再編前は工業・商業・職人省が管理

(注11) この他EU諸国では、ベルギー、スペイン、ギリシア、スウェーデン等で導入されており、それ以外の地域では、台湾、タイ、インド、インドネシア、フィリピン、スリランカにおいても消費者団体訴訟制度が導入されている。

(参考 17) フランス、ドイツにおける団体訴訟の活用状況

ドイツの消費者センター総連盟（VZBV）の例

| 根拠法 | 警告手続 | 訴訟提起 |
|---------------|-------|------|
| 差止訴訟法(旧約款規制法) | 200 件 | 45 件 |
| 不正競争防止法 | 430 件 | 65 件 |

2001 年度（年間件数）

フランスの消費者同盟（UFC）の例

- ・ 進行中の訴訟案件は 92 件（2002 年 9 月現在）、毎年 25 件程の新たな訴訟を提起している。
- ・ 年間 11～12 万件の相談受付を通じて得られる情報を基に、事前に警告書を送るなど交渉を行い、約 5 割の案件は交渉段階で解決に至っている。

フランスの消費・住居・生活の枠組連合（CLCV）の例

- ・ 進行中の訴訟案件は約 30 件（2004 年 1 月現在）、相談受付を通じて得られるトラブル案件のうち約 8 割は交渉により解決されており、訴訟に至る案件は 1～2 割。